

千葉県水産振興審議会 栽培漁業・資源管理部会

委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等
学識経験を有する者	柴田 玲奈	国立研究開発法人 水産研究・教育機構 研究戦略部 研究推進コーディネーター
	立岡 大助	(公財)千葉県水産振興公社 理事長
市町村関係者	石川 和也	南房総市農林水産部農林水産課 課長
漁業協同組合長 及び 関係漁業団体の 役員	土屋 青市	海匠漁業協同組合 代表理事組合長 (銚子・九十九里地域栽培漁業推進協議会副会長)
	石井 春人	勝浦漁業協同組合 代表理事組合長 (夷隅地域栽培漁業推進協議会会長)
	松本 めい子	鴨川市漁業協同組合 代表理事組合長 (東安房地域栽培漁業推進協議会会長)
	鈴木 久雄	館山漁業協同組合 代表理事組合長 (東京湾地域栽培漁業推進協議会会長)
	高梨 義宏	千葉県漁業協同組合連合会 専務理事
	石井 つや子	千葉県漁協女性部連絡協議会 会長
遊漁団体を代表する者	坂下 隆一	夷隅東部漁業協同組合大原遊漁船部会 部会長

千葉県行政組織条例（抜粋）

第四章 附属機関

（会長及び副会長）

第三十条 会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選によつてこれを定める。

- 2 会長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 副会長が置かれていない附属機関（千葉県障害者介護給付費等不服審査会を除く。）にあつては、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理する。

（委員の任命等）

第三十一条 委員は、知事が任命又は委嘱する。

- 2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第三十二条 附属機関の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（平成十八年千葉県条例第五十二号）第二十六条に規定する訴訟の援助に係る会議の議事は、出席委員の三分の二以上の多数をもつて決する。

（部会）

第三十三条 附属機関は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する当該部会に属する委員がその職務を代理する。
- 6 附属機関は、その定めるところにより、部会の議決をもつて当該附属機関の議決とみなすことができる。ただし、第三十二条第三項ただし書の訴訟の援助の審議に関しては、この限りでない。
- 7 第三十二条（第三項ただし書を除く。）の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「附属機関」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

（会議の運営等）

第三十四条 この条例で定めるもののほか、附属機関の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

（規則への委任）

第三十五条 別に規則で定めるところにより、附属機関に特別委員、専門委員、臨時委員、顧問又は参与を置くことができる。

- 2 各附属機関の庶務は、規則で定める機関においてこれを処理する。

千葉県水産振興審議会部会設置及び議事運営に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県行政組織条例（昭和32年千葉県条例第31号）第33条及び第34条の規定により、千葉県水産振興審議会（以下「審議会」という）における、部会の設置並びに議事及び運営に関し、千葉県行政組織条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、審議会を開催しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議案を委員及び議事に関係のある臨時委員に通知するものとする。

(部会の設置等)

第3条 審議会に設置する部会、担任する事務、定数は次の表のとおりとする。

部会名	担任する事務	定数
栽培漁業・資源管理部会	1 栽培漁業基本計画及び毎年度の実施計画に関すること。 2 資源管理型漁業に関わる事業実施計画に関すること。	十人以内
生産・販売流通部会	1 漁業生産基盤に関すること。 2 水産物の加工、販売流通に関すること。	十人以内
海面利用調整部会	1 漁業と海洋性レクリエーションとの調整に関すること。	十人以内

- 2 会長は、必要と認めるときは、特別の案件を審議するため、前項に規定する部会以外の部会（次項に規定する場合を除く。）を設置することができる。
- 3 会長は、必要と認めるときは、二以上の部会の所掌に係る案件について審議するため、二以上の部会の合同の部会を設置することができる。
- 4 部会に属すべき委員及び臨時委員（以下「部会に属する委員」という）は、会長が指名した者とする。
- 5 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する当該部会に属する委員がその職務を代理する。
- 7 部会長は、部会を開催しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議案を当該部会に属する委員に通知するものとする。

(諮問の付議)

第4条 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を前条の規定により設置した適当な部会に付議することができる。

(部会の議決)

第5条 部会の議決は、会長の同意を得て審議会の議決とすることができる。

- 2 会長は、一の部会の決議を他の部会の審議に付することが適当と認めるときは、当該議決に係る案件を当該他の部会に付議するものとする。
- 3 会長は、第1項の同意をしたときは、その同意に係る議決事項を審議会に報告するものとする。

(書面による審議)

第6条 会長又は部会長は、必要と認めたときは、期日を指定し書面で委員等の意見を聴き、会議の議決に代えることができる。

2 前項の場合において、指定期日までに到着しない意見書は、議決の数に加えないものとする。

(関係者からの意見の聴取等)

第7条 会長又は部会長は、必要と認めるときは、審議会又は部会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 審議会及び部会の会議は、公開とする。ただし、公表することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合には、審議会又は部会の決定によりその会議の全部又は一部を公開しないことができる。

2 会長又は部会長は、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、傍聴人の数の制限その他必要な制限を加えることができる。

(会議録)

第9条 審議会及び部会の議事については、会議録を調製し、会議の概要を記載しておかなければならない。

2 審議会及び部会の会議録は、公開するものとする。ただし、公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合には、審議会又は部会の決定により会議録の全部又は一部（発言者の氏名を含む。）を公開しないことができる。

(臨時委員)

第10条 臨時委員の任期は、二年以内とする。なお、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、その者の任命に係る当該事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

3 臨時委員は、その者の任命に係る事項に関するものに限り会議に加わり、議決することができる。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、審議会又は部会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長又は部会長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は平成25年11月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は令和3年9月6日から施行する。

傍 聴 要 領

千葉県水産振興審議会 栽培漁業・資源管理部会

1 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議開始予定時刻までに、会場受付で氏名等を記入し、部会の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。なお、受付開始時に既に定員を超えている場合は抽選となります。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、部会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。